

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	第1編 共通編		第1編 共通編	
	第1章 総則 …………… I-4-24		第1章 総則 …………… I-3-23	
	第1101条 適用 …………… I-4-24		第1101条 適用 …………… I-3-23	
	第1102条 用語の定義 …………… I-4-24		第1102条 用語の定義 …………… I-3-26	
	第1103条 業務の着手 …………… I-4-26		第1103条 受発注者の責務 …………… I-3-26	
	第1104条 設計図書の支給及び点検 …………… I-4-26		第1104条 業務の着手 …………… I-3-26	
	第1105条 調査職員 …………… I-4-26		第1105条 設計図書の支給及び点検 …………… I-3-26	
	第1106条 管理技術者 …………… I-4-27		第1106条 調査職員 …………… I-3-27	
	第1107条 照査技術者及び照査の実施 …………… I-4-27		第1107条 管理技術者 …………… I-3-27	
	第1108条 担当技術者 …………… I-4-28		第1108条 照査技術者及び照査の実施 …………… I-3-27	
	第1109条 提出書類 …………… I-4-28		第1109条 担当技術者 …………… I-3-29	
	第1110条 打合せ等 …………… I-4-29		第1110条 提出書類 …………… I-3-30	
	第1111条 業務計画書 …………… I-4-29		第1111条 打合せ等 …………… I-3-30	
	第1112条 資料の貸与及び返却 …………… I-4-30		第1112条 業務計画書 …………… I-3-30	
	第1113条 関係官公庁への手続き等 …………… I-4-30		第1113条 資料の貸与及び返却 …………… I-3-31	
	第1114条 地元関係者との交渉等 …………… I-4-31		第1114条 関係官公庁への手続き等 …………… I-3-31	
	第1115条 土地への立入り等 …………… I-4-32		第1115条 地元関係者との交渉等 …………… I-3-31	
	第1116条 成果物の提出 …………… I-4-32		第1116条 土地への立ち入り等 …………… I-3-32	
	第1117条 関連法令及び条件の遵守 …………… I-4-33		第1117条 成果物の提出 …………… I-3-32	
	第1118条 検 査 …………… I-4-33		第1118条 関連法令及び条例の遵守 …………… I-3-33	
	第1119条 修 補 …………… I-4-34		第1119条 検 査 …………… I-3-33	
	第1120条 条件変更等 …………… I-4-34		第1120条 修補 …………… I-3-33	
	第1121条 契約変更 …………… I-4-34		第1121条 条件変更等 …………… I-3-34	
	第1122条 履行期間の変更 …………… I-4-35		第1122条 契約変更 …………… I-3-34	
	第1123条 一時中止 …………… I-4-35		第1123条 履行期間の変更 …………… I-3-34	
	第1124条 発注者の賠償責任 …………… I-4-36		第1124条 一時中止 …………… I-3-34	
	第1125条 受注者の賠償責任 …………… I-4-36		第1125条 発注者の賠償責任 …………… I-3-35	
	第1126条 部分使用 …………… I-4-37		第1126条 受注者の賠償責任 …………… I-3-35	
	第1127条 再委託 …………… I-4-37		第1127条 部分使用 …………… I-3-35	
	第1128条 成果物の使用等 …………… I-4-37		第1128条 再委託 …………… I-3-36	
	第1129条 守秘義務 …………… I-4-38		第1129条 成果物の使用等 …………… I-3-36	
	第1130条 安全等の確保 …………… I-4-38		第1130条 守秘義務 …………… I-3-37	
	第1131条 臨機の措置 …………… I-4-39		第1131条 個人情報への取扱い …………… I-3-37	
	第1132条 履行報告 …………… I-4-39		第1132条 安全等の確保 …………… I-3-39	
	第1133条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 …………… I-4-40		第1133条 臨機の措置 …………… I-3-40	
			第1134条 履行報告 …………… I-3-40	
			第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 …………… I-3-40	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
			<p>第1136条（削除）…………… I-3-40</p> <p>第1137条 行政情報流出防止対策の強化…………… I-3-40</p> <p>第1138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置…………… I-3-42</p> <p>第1139条 保険加入の義務…………… I-3-42</p> <p>第1140条（削除）…………… I-3-42</p>	
	第2章 設計業務等一般…………… I-4-40		第2章 設計業務等一般…………… I-3-42	
	第1201条 使用する技術基準等…………… I-4-40		第1201条 使用する技術基準等…………… I-3-42	
	第1202条 現地踏査…………… I-4-40		第1202条 現地踏査…………… I-3-42	
	第1203条 設計業務等の種類…………… I-4-40		第1203条 設計業務等の種類…………… I-3-43	
	第1204条 調査業務の内容…………… I-4-41		第1204条 調査業務の内容…………… I-3-43	
	第1205条 計画業務の内容…………… I-4-41		第1205条 計画業務の内容…………… I-3-43	
	第1206条 設計業務の内容…………… I-4-41		第1206条 設計業務の内容…………… I-3-43	
	第1207条 調査業務の条件…………… I-4-42		第1207条 調査業務の条件…………… I-3-44	
	第1208条 計画業務の条件…………… I-4-42		第1208条 計画業務の条件…………… I-3-44	
	第1209条 設計業務の条件…………… I-4-43		第1209条 設計業務の条件…………… I-3-45	
	第1210条 調査業務及び計画業務の成果…………… I-4-45		第1210条 調査業務及び計画業務の成果…………… I-3-46	
	第1211条 設計業務の成果…………… I-4-45		第1211条 設計業務の成果…………… I-3-46	
			第1212条 環境配慮の条件…………… I-3-47	
			第1213条 維持管理への配慮…………… I-3-47	
			（参考）主要技術基準及び参考図書…………… I-3-49	
	第2編 河川編		第2編 河川編…………… I-3-68	
	第1章 河川環境調査…………… I-4-58		第1章 河川環境調査…………… I-3-68	
	第1節 河川環境調査の種類…………… I-4-58		第1節 河川環境調査の種類…………… I-3-68	
	第2101条 河川環境調査の種類…………… I-4-58		第2101条 河川環境調査の種類…………… I-3-68	
	第2節 環境影響評価…………… I-4-58		第2節 環境影響評価…………… I-3-68	
	第2102条 環境影響評価の区分…………… I-4-58		第2102条 環境影響評価の区分…………… I-3-68	
	第2103条 方法書（案）の作成…………… I-4-58		第2103条 計画段階配慮書（案）の作成…………… I-3-69	
	第2104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定… I-4-60		第2104条 方法書（案）の作成…………… I-3-70	
	第2105条 調査…………… I-4-61		第2105条 環境影響評価の項目並びに調査、 予測及び評価の手法の選定…………… I-3-71	
	第2106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討… I-4-61		第2106条 調査…………… I-3-72	
	第2107条 準備書（案）の作成…………… I-4-62		第2107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討…………… I-3-73	
	第2108条 評価書（案）の作成…………… I-4-63		第2108条 準備書（案）の作成…………… I-3-74	
	第2109条 評価書の補正等…………… I-4-64		第2109条 評価書（案）の作成…………… I-3-74	
			第2110条 評価書の補正等…………… I-3-75	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3節 河川水辺環境調査	..... I-4-64	第3節 河川水辺環境調査	..... I-3-76	
第2110条 河川水辺環境調査の区分	..... I-4-64	第2111条 河川水辺環境調査の区分	..... I-3-76	
第2111条 魚介類調査	..... I-4-65	第2112条 魚類調査	..... I-3-76	
第2112条 底生動物調査	..... I-4-66	第2113条 底生動物調査	..... I-3-77	
第2113条 植物調査	..... I-4-66	第2114条 植物調査	..... I-3-78	
第2114条 鳥類調査	..... I-4-67	第2115条 鳥類調査	..... I-3-79	
第2115条 両生類・爬虫類・哺乳類調査	..... I-4-67	第2116条 両生類・爬虫類・哺乳類調査	..... I-3-79	
第2116条 陸上昆虫類等調査	..... I-4-68	第2117条 陸上昆虫類等調査	..... I-3-80	
第2117条 河川調査	..... I-4-68	第2118条 河川環境基図作成調査	..... I-3-80	
第2118条 河川空間利用実態調査	..... I-4-69	第2119条 河川空間利用実態調査	..... I-3-81	
		第2120条 河川水辺総括資料作成調査	..... I-3-82	
第4節 成果品	..... I-4-69	第4節 成果物	..... I-3-82	
第2119条 成果品	..... I-4-69	第2121条 成果物	..... I-3-82	
第2章 河川調査・計画	..... I-4-71	第2章 河川調査・計画	..... I-3-84	
第1節 河川調査・計画の種類	..... I-4-71	第1節 河川調査・計画の種類	..... I-3-84	
第2201条 河川調査・計画の種類	..... I-4-71	第2201条 河川調査・計画の種類	..... I-3-84	
第2節 洪水痕跡調査	..... I-4-71	第2節 洪水痕跡調査	..... I-3-84	
第2202条 洪水痕跡調査	..... I-4-71	第2202条 洪水痕跡調査	..... I-3-84	
第3節 計画降雨検討	..... I-4-72	第3節 計画降雨検討	..... I-3-85	
第2203条 計画降雨検討の区分	..... I-4-72	第2203条 計画降雨検討の区分	..... I-3-85	
第2204条 ティーセン法による検討	..... I-4-72	第2204条 ティーセン法による検討	..... I-3-85	
第2205条 降雨強度曲線による検討	..... I-4-74	第2205条 降雨強度曲線による検討	..... I-3-86	
第4節 基本高水・計画高水流量検討	..... I-4-75	第4節 基本高水・計画高水流量検討	..... I-3-88	
第2206条 基本高水・計画高水流量検討の区分	..... I-4-75	第2206条 基本高水・計画高水流量検討の区分	..... I-3-88	
第2207条 貯留関数法による検討	..... I-4-75	第2207条 貯留関数法による検討	..... I-3-88	
第2208条 準線形貯留型モデルによる検討	..... I-4-77	第2208条 準線形貯留型モデルによる検討	..... I-3-90	
第2209条 雨量確率手法による検討	..... I-4-78	第2209条 雨量確率手法による検討	..... I-3-91	
第2210条 流量確率手法による検討	..... I-4-80	第2210条 流量確率手法による検討	..... I-3-92	
第5節 低水流出解析	..... I-4-81	第5節 低水流出解析	..... I-3-93	
第2211条 低水流出解析	..... I-4-81	第2211条 低水流出解析	..... I-3-93	
第6節 河道計画	..... I-4-83	第6節 河道計画	..... I-3-95	
第2212条 河道計画	..... I-4-83	第2212条 河道計画（大規模河川）	..... I-3-95	
		第2213条 河道計画（中小河川）	..... I-3-98	
第7節 内水処理計画	..... I-4-84	第7節 内水処理計画	..... I-3-100	
第2213条 内水処理計画	..... I-4-84	第2214条 内水処理計画	..... I-3-100	
第8節 利水計画	..... I-4-87	第8節 利水計画	..... I-3-102	
第2214条 利水計画検討	..... I-4-87	第2215条 利水計画検討	..... I-3-103	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第9節 正常流量検討	…………… I-4-90	第9節 正常流量検討	…………… I-3-105	
第2215条 正常流量検討	…………… I-4-90	第2216条 正常流量検討（大規模河川）	…………… I-3-105	
		第2217条 正常流量検討（中小河川）	…………… I-3-108	
第10節 氾濫水理解析	…………… I-4-93	第10節 氾濫水理解析	…………… I-3-111	
第2216条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）	…………… I-4-93	第2218条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）	…………… I-3-111	
第11節 総合治水対策調査	…………… I-4-95	第11節 総合治水対策調査	…………… I-3-113	
第2217条 総合治水対策調査	…………… I-4-95	第2219条 総合治水対策調査	…………… I-3-113	
第12節 洪水予測システム検討	…………… I-4-106	第12節 洪水予測システム検討	…………… I-3-123	
第2218条 洪水予測システム検討	…………… I-4-106	第2220条 洪水予測システム検討	…………… I-3-123	
第13節 成果品	…………… I-4-111	第13節 成果物	…………… I-3-128	
第2219条 成果品	…………… I-4-111	第2221条 成果物	…………… I-3-128	
第3章 河川構造物設計	…………… I-4-112	第3章 河川構造物設計	…………… I-3-129	
第1節 河川構造物設計の種類	…………… I-4-112	第1節 河川構造物設計の種類	…………… I-3-129	
第2301条 河川構造物設計の種類	…………… I-4-112	第2301条 河川構造物設計の種類	…………… I-3-129	
		第2節 築堤設計	…………… I-3-129	
		第2302条 築堤設計区分	…………… I-3-129	
		第2303条 築堤予備設計	…………… I-3-129	
		第2304条 築堤詳細設計	…………… I-3-132	
第2節 護岸設計	…………… I-4-112	第3節 護岸設計	…………… I-3-135	
第2302条 護岸設計の区分	…………… I-4-112	第2305条 護岸設計の区分	…………… I-3-135	
第2303条 護岸予備設計	…………… I-4-112	第2306条 護岸予備設計	…………… I-3-135	
第2304条 護岸詳細設計	…………… I-4-117	第2307条 護岸詳細設計	…………… I-3-139	
第3節 樋門設計	…………… I-4-121	第4節 樋門設計	…………… I-3-142	
第2305条 樋門設計の区分	…………… I-4-121	第2308条 樋門設計の区分	…………… I-3-142	
第2306条 樋門予備設計	…………… I-4-121	第2309条 樋門予備設計	…………… I-3-142	
第2307条 樋門詳細設計	…………… I-4-124	第2310条 樋門詳細設計	…………… I-3-145	
第4節 床止め設計	…………… I-4-128	第5節 床止め設計	…………… I-3-149	
第2308条 床止め設計の区分	…………… I-4-128	第2311条 床止め設計の区分	…………… I-3-149	
第2309条 床止め予備設計	…………… I-4-128	第2312条 床止め予備設計	…………… I-3-149	
第2310条 床止め詳細設計	…………… I-4-131	第2313条 床止め詳細設計	…………… I-3-152	
第5節 堰設計	…………… I-4-134	第6節 堰設計	…………… I-3-155	
第2311条 堰設計の区分	…………… I-4-134	第2314条 堰設計の区分	…………… I-3-155	
第2312条 堰予備設計	…………… I-4-135	第2315条 堰予備設計	…………… I-3-155	
第2313条 堰詳細設計	…………… I-4-140	第2316条 堰詳細設計	…………… I-3-160	
第6節 水門設計	…………… I-4-145	第7節 水門設計	…………… I-3-164	
第2314条 水門設計の区分	…………… I-4-145	第2317条 水門設計の区分	…………… I-3-164	
第2315条 水門予備設計	…………… I-4-145	第2318条 水門予備設計	…………… I-3-164	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第2316条	水門詳細設計 …… I-4-148	第2319条	水門詳細設計 …… I-3-167	
第7節	排水機場設計 …… I-4-151	第8節	排水機場設計 …… I-3-170	
第2317条	排水機場設計の区分 …… I-4-151	第2320条	排水機場設計の区分 …… I-3-170	
第2318条	排水機場予備設計 …… I-4-151	第2321条	排水機場予備設計 …… I-3-170	
第2319条	排水機場詳細設計 …… I-4-154	第2322条	排水機場詳細設計 …… I-3-173	
第8節	成 果 品 …… I-4-158	第9節	成 果 物 …… I-3-173	
第2320条	成 果 品 …… I-4-158	第2323条	成 果 物 …… I-3-173	
		第4章	水文観測業務 …… I-3-179	
		第1節	総 則 …… I-3-179	
		第2401条	水文観測業務の種類 …… I-3-179	
		第2402条	対象観測所 …… I-3-179	
		第2403条	業務の実施基準 …… I-3-179	
		第2節	水文観測所保守点検 …… I-3-179	
		第2404条	水文観測所保守点検の目的 …… I-3-179	
		第2405条	水文観測所保守点検の内容 …… I-3-179	
		第2406条	観測所整備 …… I-3-180	
		第2407条	水文観測所保守点検の成果物 …… I-3-180	
		第3節	流量観測 …… I-3-180	
		第2408条	流量観測の目的 …… I-3-180	
		第2409条	作業確認 …… I-3-180	
		第2410条	観測班の編成 …… I-3-181	
		第2411条	流量観測所整備 …… I-3-181	
		第2412条	流速計の検定 …… I-3-181	
		第2413条	現地調査 …… I-3-181	
		第2414条	低水流量観測の方法 …… I-3-181	
		第2415条	低水流量観測の成果物 …… I-3-181	
		第2416条	高水流量観測の方法 …… I-3-181	
		第2417条	作業確認指示事項及び連絡事項の定義 …… I-3-181	
		第2418条	高水流量観測の成果物 …… I-3-182	
		第2419条	ADCPによる流量観測の方法 …… I-3-182	
		第2420条	ADCPによる流量観測成果物 …… I-3-182	
		第2421条	電波式流速計による流量観測の方法 …… I-3-182	
		第2422条	電波式流速計による流量観測成果物 …… I-3-183	
		第2423条	画像解析による流量観測の方法 …… I-3-183	
		第2424条	標定点の設置・座標の測量 …… I-3-183	
		第2425条	画像解析による流量観測成果物 …… I-3-183	
		第4節	水位流量曲線作成 …… I-3-183	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
			第2426条 水位流量曲線作成の目的 …………… I-3-183 第2427条 水位流量曲線作成の方法 …………… I-3-183 第2428条 水位流量曲線作成の成果物 …………… I-3-183 第5節 水文資料整理 …………… I-3-184 第2429条 水文資料の定義 …………… I-3-184 第2430条 水文資料整理の目的 …………… I-3-184 第2431条 水文資料整理の方法 …………… I-3-184 第2432条 水文資料整理の成果物 …………… I-3-184	
			第3編 海岸編（削除）	
第3編 砂防及び地すべり対策編		第4編 砂防及び地すべり対策編 ……………	I-3-185	
第1章 砂防環境調査 ……………	I-4-162	第1章 砂防環境調査 ……………	I-3-185	
第1節 砂防環境調査の種類 ……………	I-4-162	第1節 砂防環境調査の種類 ……………	I-3-185	
第3101条 砂防環境調査の種類 ……………	I-4-162	第4101条 砂防環境調査の種類 ……………	I-3-185	
第2節 自然環境調査 ……………	I-4-162	第2節 自然環境調査 ……………	I-3-185	
第3102条 自然環境調査の区分 ……………	I-4-162	第4102条 自然環境調査の区分 ……………	I-3-185	
第3103条 魚類調査 ……………	I-4-162	第4103条 魚類調査 ……………	I-3-185	
第3104条 植物調査 ……………	I-4-163	第4104条 植物調査 ……………	I-3-186	
第3105条 鳥類調査 ……………	I-4-163	第4105条 鳥類調査 ……………	I-3-187	
第3106条 両生類・は虫類・哺乳類調査 ……………	I-4-164	第4106条 両生類・は虫類・ほ乳類調査 ……………	I-3-187	
第3107条 陸上昆虫類調査 ……………	I-4-165	第4107条 陸上昆虫類調査 ……………	I-3-188	
第3108条 底生生物調査 ……………	I-4-165	第4108条 底生動物調査 ……………	I-3-188	
第3節 景観調査 ……………	I-4-165	第3節 景観調査 ……………	I-3-189	
第3109条 景観調査 ……………	I-4-165	第4109条 景観調査 ……………	I-3-189	
第4節 溪流空間利用実態調査 ……………	I-4-166	第4節 溪流空間利用実態調査 ……………	I-3-190	
第3110条 溪流空間利用実態調査 ……………	I-4-166	第4110条 溪流空間実態利用調査 ……………	I-3-190	
第5節 成果品及び貸与資料 ……………	I-4-167	第5節 成果物及び貸与資料 ……………	I-3-190	
第3111条 成果品 ……………	I-4-167	第4111条 成果物 ……………	I-3-190	
第3112条 貸与資料 ……………	I-4-167	第4112条 貸与資料 ……………	I-3-190	
第2章 砂防調査・計画 ……………	I-4-167	第2章 砂防調査・計画 ……………	I-3-192	
第1節 砂防調査・計画 ……………	I-4-167	第1節 砂防調査・計画 ……………	I-3-192	
第3201条 砂防調査・計画の種類 ……………	I-4-167	第4201条 砂防調査・計画の種類 ……………	I-3-192	
第2節 砂防調査 ……………	I-4-168	第2節 砂防調査 ……………	I-3-192	
第3202条 砂防調査の区分 ……………	I-4-168	第4202条 砂防調査の区分 ……………	I-3-192	
第3203条 水系砂防調査 ……………	I-4-168	第4203条 水系砂防調査 ……………	I-3-192	
第3204条 土石流対策調査 ……………	I-4-172	第4204条 土石流対策調査 ……………	I-3-196	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	第3205条 流木対策調査 …………… I-4-173		第4205条 流木対策調査 …………… I-3-197	
	第3206条 火山砂防調査 …………… I-4-175		第4206条 火山砂防調査 …………… I-3-199	
	第3節 砂防計画 …………… I-4-176		第3節 砂防計画 …………… I-3-201	
	第3207条 砂防計画の区分 …………… I-4-176		第4207条 砂防計画の区分 …………… I-3-201	
	第3208条 水系砂防計画 …………… I-4-176		第4208条 水系砂防計画 …………… I-3-201	
	第3209条 土石流対策計画 …………… I-4-178		第4209条 土石流対策計画 …………… I-3-202	
	第3210条 流木対策計画 …………… I-4-179		第4210条 流木対策計画 …………… I-3-204	
	第3211条 火山砂防計画 …………… I-4-180		第4211条 火山砂防計画 …………… I-3-205	
	第4節 成 果 品 …………… I-4-182		第4節 成果物 …………… I-3-207	
	第3212条 成 果 品 …………… I-4-182		第4212条 成果物 …………… I-3-207	
	第3章 砂防構造物設計 …………… I-4-186		第3章 砂防構造物設計 …………… I-3-211	
	第1節 砂防構造物設計 …………… I-4-186		第1節 砂防構造物設計 …………… I-3-211	
	第3301条 砂防構造物設計の種類 …………… I-4-186		第4301条 砂防構造物設計の種類 …………… I-3-211	
	第2節 砂防えん堤及び床固工の設計 …………… I-4-186		第2節 砂防堰堤及び床固工の設計 …………… I-3-211	
	第3302条 砂防えん堤及び床固工設計の区分 …………… I-4-186		第4302条 砂防堰堤及び床固工設計の区分 …………… I-3-211	
	第3303条 砂防えん堤及び床固工予備設計 …………… I-4-186		第4303条 砂防堰堤及び床固工予備設計 …………… I-3-211	
	第3304条 砂防えん堤及び床固工詳細設計 …………… I-4-189		第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計 …………… I-3-214	
	第3節 溪流保全工の設計 …………… I-4-192		第3節 溪流保全工の設計 …………… I-3-216	
	第3305条 溪流保全工設計の区分 …………… I-4-192		第4305条 溪流保全工設計の区分 …………… I-3-217	
	第3306条 溪流保全工予備設計 …………… I-4-192		第4306条 溪流保全工予備設計 …………… I-3-217	
	第3307条 溪流保全工詳細設計 …………… I-4-194		第4307条 溪流保全工詳細設計 …………… I-3-219	
	第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計 …………… I-4-196		第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計 …………… I-3-222	
	第3308条 土石流対策工及び流木対策工設計の区分 …… I-4-196		第4308条 土石流対策工及び流木対策工設計の区分 …………… I-3-222	
	第3309条 土石流対策工予備設計 …………… I-4-196		第4309条 土石流対策工予備設計 …………… I-3-222	
	第3310条 土石流対策工詳細設計 …………… I-4-199		第4310条 土石流対策工詳細設計 …………… I-3-224	
	第3311条 流木対策工予備設計 …………… I-4-201		第4311条 流木対策工予備設計 …………… I-3-227	
	第3312条 流木対策工詳細設計 …………… I-4-203		第4312条 流木対策工詳細設計 …………… I-3-230	
	第5節 護岸工の設計 …………… I-4-206		第5節 護岸工の設計 …………… I-3-232	
	第3313条 護岸工設計の区分 …………… I-4-206		第4313条 護岸工設計の区分 …………… I-3-232	
	第3314条 護岸工予備設計 …………… I-4-206		第4314条 護岸工予備設計 …………… I-3-232	
	第3315条 護岸工詳細設計 …………… I-4-208		第4315条 護岸工詳細設計 …………… I-3-234	
	第6節 山腹工の設計 …………… I-4-210		第6節 山腹工の設計 …………… I-3-236	
	第3316条 山腹工設計の区分 …………… I-4-210		第4316条 山腹工設計の区分 …………… I-3-236	
	第3317条 山腹工予備設計 …………… I-4-210		第4317条 山腹工予備設計 …………… I-3-236	
	第3318条 山腹工詳細設計 …………… I-4-212		第4318条 山腹工詳細設計 …………… I-3-239	
	第7節 成 果 品 …………… I-4-214		第7節 成果物 …………… I-3-240	
	第3319条 成 果 品 …………… I-4-214		第4319条 成果物 …………… I-3-240	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第4章 地すべり対策調査・計画・設計	I-4-226	第4章 地すべり対策調査・計画・設計	I-3-254	
第1節 地すべり対策調査・計画・設計	I-4-226	第1節 地すべり対策調査・計画・設計	I-3-254	
第3401条 地すべり対策調査・計画・設計の種類	I-4-226	第4401条 地すべり対策調査・計画・設計の種類	I-3-254	
第2節 地すべり調査	I-4-226	第2節 地すべり調査	I-3-254	
第3402条 地すべり調査の区分	I-4-226	第4402条 地すべり調査の区分	I-3-254	
第3403条 地すべり予備調査	I-4-226	第4403条 地すべり予備調査	I-3-254	
第3404条 地すべり概査	I-4-227	第4404条 地すべり概査	I-3-254	
第3405条 地すべり機構解析	I-4-229	第4405条 地すべり機構解析	I-3-257	
第3節 地すべり対策計画	I-4-231	第3節 地すべり対策計画	I-3-258	
第3406条 地すべり対策計画	I-4-231	第4406条 地すべり対策計画	I-3-258	
第4節 地すべり防止施設設計	I-4-232	第4節 地すべり防止施設設計	I-3-260	
第3407条 地すべり防止施設設計の区分	I-4-232	第4407条 地すべり防止施設設計の区分	I-3-260	
第3408条 地すべり防止施設予備設計	I-4-232	第4408条 地すべり防止施設予備設計	I-3-260	
第3409条 地すべり防止施設詳細設計	I-4-234	第4409条 地すべり防止施設詳細設計	I-3-262	
第5節 成果品	I-4-236	第5節 成果物	I-3-264	
第3410条 成果品	I-4-236	第4410条 成果物	I-3-264	
第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計	I-4-239	第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計	I-3-267	
第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計	I-4-239	第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計	I-3-267	
第3501条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類	I-4-239	第4501条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類	I-3-267	
第2節 急傾斜地調査	I-4-239	第2節 急傾斜地調査	I-3-267	
第3502条 急傾斜地調査の区分	I-4-239	第4502条 急傾斜地調査の区分	I-3-267	
第3503条 急傾斜地予備調査	I-4-239	第4503条 急傾斜地予備調査	I-3-267	
第3504条 急傾斜地概査	I-4-240	第4504条 急傾斜地概査	I-3-268	
第3505条 急傾斜地機構解析	I-4-242	第4505条 急傾斜地機構解析	I-3-270	
第3節 急傾斜地崩壊対策計画	I-4-245	第3節 急傾斜地崩壊対策計画	I-3-274	
第3506条 急傾斜地崩壊対策計画	I-4-245	第4506条 急傾斜地崩壊対策計画	I-3-274	
第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計	I-4-246	第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計	I-3-275	
第3507条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分	I-4-246	第4507条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分	I-3-275	
第3508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計	I-4-247	第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計	I-3-275	
第3509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計	I-4-249	第4509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計	I-3-277	
第5節 成果品	I-4-251	第5節 成果物	I-3-279	
第3510条 成果品	I-4-251	第4510条 成果物	I-3-279	
		第6章 雪崩対策調査・計画・設計	I-3-283	
		第1節 雪崩対策調査・計画・設計	I-3-283	
		第4601条 雪崩対策調査・計画・設計の種類	I-3-283	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
			第2節 雪崩調査 …………… I-3-283	
			第4602条 雪崩調査の区分 …………… I-3-283	
			第4603条 雪崩予備調査 …………… I-3-283	
			第4604条 雪崩解析調査 …………… I-3-283	
			第3節 雪崩防止施設計画 …………… I-3-286	
			第4605条 雪崩防止施設計画 …………… I-3-286	
			第4節 雪崩防止施設設計 …………… I-3-287	
			第4606条 雪崩防止施設設計の区分 …………… I-3-287	
			第4607条 雪崩防止施設予備設計 …………… I-3-287	
			第4608条 雪崩防止施設詳細設計 …………… I-3-289	
			第5節 成果物 …………… I-3-291	
			第4609条 成果物 …………… I-3-291	
第4編 ダム編		第5編 ダム編 ……………	I-3-295	
第1章 ダム環境調査 ……………	I-4-253	第1章 ダム環境調査 ……………	I-3-295	
第1節 ダム環境調査の種類 ……………	I-4-253	第1節 ダム環境調査の種類 ……………	I-3-295	
第4101条 ダム環境調査の種類 ……………	I-4-253	第5101条 ダム環境調査の種類 ……………	I-3-295	
第2節 環境影響評価 ……………	I-4-253	第2節 環境影響評価 ……………	I-3-295	
第4102条 環境影響評価の区分 ……………	I-4-253	第5102条 環境影響評価の区分 ……………	I-3-295	
第4103条 方法書（案）の作成 ……………	I-4-253	第5103条 計画段階配慮書（案）の作成 ……………	I-3-295	
第4104条 環境影響評価の項目並びに調査、 予測及び評価の手法の選定 ……………	I-4-255	第5104条 方法書（案）の作成 ……………	I-3-297	
第4105条 調査 ……………	I-4-256	第5105条 環境影響評価の項目並びに調査、 予測及び評価の手法の選定 ……………	I-3-298	
第4106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 ……	I-4-256	第5106条 調査 ……………	I-3-299	
第4107条 準備書（案）の作成 ……………	I-4-258	第5107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 ……………	I-3-300	
第4108条 評価書（案）の作成 ……………	I-4-258	第5108条 準備書（案）の作成 ……………	I-3-301	
第4109条 評価書の補正等 ……………	I-4-259	第5109条 評価書（案）の作成 ……………	I-3-301	
第3節 ダム湖環境調査 ……………	I-4-259	第5110条 評価書の補正等 ……………	I-3-302	
第4110条 ダム湖環境調査の区分 ……………	I-4-260	第3節 ダム湖環境調査 ……………	I-3-303	
第4111条 魚介類調査 ……………	I-4-260	第5111条 ダム湖環境調査の区分 ……………	I-3-303	
第4112条 底生動物調査 ……………	I-4-261	第5112条 魚類調査 ……………	I-3-303	
第4113条 動植物プランクトン調査 ……………	I-4-262	第5113条 底生動物調査 ……………	I-3-304	
第4114条 植物調査 ……………	I-4-263	第5114条 動植物プランクトン調査 ……………	I-3-305	
第4115条 鳥類調査 ……………	I-4-263	第5115条 植物調査 ……………	I-3-306	
第4116条 両生類・爬虫類・哺乳類調査 ……………	I-4-264	第5116条 鳥類調査 ……………	I-3-306	
		第5117条 両生類・爬虫類・哺乳類調査 ……………	I-3-307	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	第4117条 陸上昆虫類等調査 …………… I-4-265		第5118条 陸上昆虫類等調査 …………… I-3-308	
	第4118条 ダム湖利用実態調査 …………… I-4-265		第5119条 ダム湖利用実態調査 …………… I-3-308	
	第4節 成果品 …………… I-4-266		第4節 成果物 …………… I-3-308	
	第4119条 成果品 …………… I-4-266		第5120条 成果物 …………… I-3-309	
	第2章 ダム治水水利水計画 …………… I-4-267		第2章 ダム治水水利水計画 …………… I-3-311	
	第1節 ダム治水水利水計画の種類 …………… I-4-267		第1節 ダム治水水利水計画の種類 …………… I-3-311	
	第4201条 ダム治水水利水計画の種類 …………… I-4-267		第5201条 ダム治水水利水計画の種類 …………… I-3-311	
	第2節 治水計画 …………… I-4-267		第2節 治水計画 …………… I-3-311	
	第4202条 治水計画の区分 …………… I-4-267		第5202条 治水計画の区分 …………… I-3-311	
	第4203条 洪水調節計画 …………… I-4-267		第5203条 洪水調節計画 …………… I-3-311	
	第4204条 正常流量確保計画 …………… I-4-270		第5204条 正常流量確保計画 …………… I-3-314	
	第3節 利水計画 …………… I-4-271		第3節 利水計画 …………… I-3-315	
	第4205条 利水計画の区分 …………… I-4-271		第5205条 利水計画の区分 …………… I-3-315	
	第4206条 低水流し解析 …………… I-4-271		第5206条 低水流し解析 …………… I-3-315	
	第4207条 利水計画 …………… I-4-273		第5207条 利水計画 …………… I-3-316	
	第4節 成果品 …………… I-4-274		第4節 成果物 …………… I-3-318	
	第4208条 成果品 …………… I-4-274		第5208条 成果物 …………… I-3-318	
	第3章 ダム地質調査 …………… I-4-275		第3章 ダム地質調査 …………… I-3-319	
	第1節 地質調査の種類 …………… I-4-275		第1節 地質調査の種類 …………… I-3-319	
	第4301条 地質調査の種類 …………… I-4-275		第5301条 地質調査の種類 …………… I-3-319	
	第2節 地形調査 …………… I-4-276		第2節 地形調査 …………… I-3-320	
	第4302条 地形調査 …………… I-4-276		第5302条 地形調査 …………… I-3-320	
	第3節 広域調査 …………… I-4-277		第3節 広域調査 …………… I-3-321	
	第4303条 広域調査 …………… I-4-277		第5303条 広域調査 …………… I-3-321	
	第4節 地表地質踏査 …………… I-4-278		第4節 地表地質踏査 …………… I-3-322	
	第4304条 地表地質踏査の基本的事項 …………… I-4-278		第5304条 地表地質踏査の基本的事項 …………… I-3-322	
	第4305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査（1/5,000） …… I-4-279		第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査（1/5,000） …… I-3-322	
	第4306条 ダムサイト地表地質概査（1/2,500） …………… I-4-280		第5306条 ダムサイト地表地質概査（1/2,500） …………… I-3-322	
	第4307条 ダムサイト地表地質調査（1/500） …………… I-4-282		第5307条 ダムサイト地表地質調査（1/500） …………… I-3-326	
	第4308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査（1/5,000） …… I-4-283		第5308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査（1/5,000） …… I-3-327	
	第4309条 堤体材料採取候補地地表地質概査（1/2,500） …… I-4-285		第5309条 堤体材料採取候補地地表地質概査（1/2,500） …… I-3-329	
	第4310条 堤体材料採取候補地地表地質調査（1/1,000） …… I-4-286		第5310条 堤体材料採取候補地地表地質調査（1/1,000） …… I-3-330	
	第4311条 貯水池周辺地表地質概査（1/2,500） …………… I-4-287		第5311条 貯水池周辺地表地質概査（1/2,500） …………… I-3-332	
	第4312条 貯水池周辺地表地質調査（1/1,000） …………… I-4-288		第5312条 貯水池周辺地表地質調査（1/1,000） …………… I-3-334	
	第5節 物理探査 …………… I-4-290		第5節 物理探査 …………… I-3-335	
	第4313条 物理探査の基本的事項 …………… I-4-290		第5313条 物理探査の基本的事項 …………… I-3-335	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	第4314条 物理探査 …… I-4-290		第5314条 物理探査 …… I-3-335	
	第6節 透水試験 …… I-4-291		第6節 透水試験 …… I-3-336	
	第4315条 ルジオンテストの基本的事項 …… I-4-291		第5315条 ルジオンテストの基本的事項 …… I-3-337	
	第4316条 ルジオンテストおよび考察 …… I-4-292		第5316条 ルジオンテストおよび考察 …… I-3-337	
	第7節 横坑調査 …… I-4-293		第7節 横坑調査 …… I-3-338	
	第4317条 横坑調査の基本的事項 …… I-4-293		第5317条 横坑調査の基本的事項 …… I-3-338	
	第4318条 横坑観察 …… I-4-293		第5318条 横坑観察 …… I-3-338	
	第8節 岩盤試験 …… I-4-294		第8節 岩盤試験 …… I-3-339	
	第4319条 岩盤試験の基本的事項 …… I-4-294		第5319条 岩盤試験の基本的事項 …… I-3-339	
	第4320条 岩盤直接せん断試験 …… I-4-294		第5320条 岩盤直接せん断試験 …… I-3-339	
	第4321条 岩盤変形試験 …… I-4-295		第5321条 岩盤変形試験 …… I-3-341	
	第9節 孔内観察 …… I-4-296		第9節 孔内観察 …… I-3-342	
	第4322条 孔内観察 …… I-4-297		第5322条 孔内観察 …… I-3-342	
	第10節 地質解析 …… I-4-298		第10節 地質解析 …… I-3-343	
	第4323条 地質解析の基本的事項 …… I-4-298		第5323条 地質解析の基本的事項 …… I-3-343	
	第4324条 ダムサイト地質比較検討（1/5,000） …… I-4-298		第5324条 ダムサイト地質比較検討（1/5,000） …… I-3-344	
	第4325条 堤体材料採取候補地地質比較検討（1/5,000） …… I-4-300		第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討（1/5,000） …… I-3-345	
	第4326条 ダムサイト地質解析（1/2,500） …… I-4-301		第5326条 ダムサイト地質解析（1/2,500） …… I-3-346	
	第4327条 ダムサイト地質解析（1/500） …… I-4-302		第5327条 ダムサイト地質解析（1/500） …… I-3-348	
	第4328条 堤体材料採取候補地地質解析（1/2,500） …… I-4-304		第5328条 堤体材料採取候補地地質解析（1/2,500） …… I-3-349	
	第4329条 堤体材料採取候補地地質解析（1/1,000） …… I-4-305		第5329条 堤体材料採取候補地地質解析（1/1,000） …… I-3-350	
	第4330条 地質考察の基本的事項 …… I-4-307		第5330条 地質考察の基本的事項 …… I-3-352	
	第4331条 ダムサイト地質考察 …… I-4-307		第5331条 ダムサイト地質考察 …… I-3-352	
	第4332条 堤体材料採取候補地地質考察 …… I-4-308		第5332条 堤体材料採取候補地地質考察 …… I-3-353	
	第4333条 貯水池周辺地質考察 …… I-4-309		第5333条 貯水池周辺地質考察 …… I-3-354	
	第4334条 ダムサイト地質総合解析（概略設計段階）（1/500） …… I-4-310		第5334条 ダムサイト地質総合解析（概略設計段階）（1/500） …… I-3-355	
	第4335条 ダムサイト地質総合解析（実施設計段階）（1/500） …… I-4-312		第5335条 ダムサイト地質総合解析（実施設計段階）（1/500） …… I-3-357	
	第4336条 堤体材料採取候補地地質総合解析（1/1,000） …… I-4-313		第5336条 堤体材料採取候補地地質総合解析（1/1,000） …… I-3-359	
	第11節 岩盤掘削面スケッチ …… I-4-315		第11節 岩盤掘削面スケッチ …… I-3-360	
	第4337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ（縮尺各種） …… I-4-315		第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ（縮尺各種） …… I-3-361	
	第4338条 堤体材料採取地掘削時材料評価 …… I-4-316		第5338条 堤体材料採取地掘削時材料評価 …… I-3-362	
	第4339条 堤体材料採取地掘削面スケッチ …… I-4-317		第5339条 堤体材料採取地掘削面スケッチ …… I-3-363	
	第12節 第四紀断層調査 …… I-4-319		第12節 第四紀断層調査 …… I-3-364	
	第4340条 第四紀断層調査の基本的事項 …… I-4-319		第5340条 第四紀断層調査の基本的事項 …… I-3-364	
	第4341条 第四紀断層調査（一次調査その1） …… I-4-319		第5341条 第四紀断層調査（一次調査その1） …… I-3-364	
	第13節 成果品 …… I-4-321		第13節 成果物 …… I-3-366	
	第4342条 成果品 …… I-4-321		第5342条 成果物 …… I-3-366	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第4章 ダム本体設計	I-4-329	第4章 ダム本体設計	I-3-372	
第1節 ダム本体設計の種類	I-4-329	第1節 ダム本体設計の種類	I-3-372	
第4401条 ダム本体設計の種類	I-4-329	第5401条 ダム本体設計の種類	I-3-372	
第2節 重力式コンクリートダム本体設計	I-4-329	第2節 重力式コンクリートダム本体設計	I-3-372	
第4402条 重力式コンクリートダム本体設計の区分	I-4-329	第5402条 重力式コンクリートダム本体設計の区分	I-3-372	
第4403条 計画設計	I-4-329	第5403条 計画設計	I-3-372	
第4404条 概略設計	I-4-332	第5404条 概略設計	I-3-375	
第4405条 実施設計	I-4-335	第5405条 実施設計	I-3-377	
第3節 ゾーン型フィルダム本体設計	I-4-340	第3節 ゾーン型フィルダム本体設計	I-3-382	
第4406条 ゾーン型フィルダム本体設計の区分	I-4-340	第5406条 ゾーン型フィルダム本体設計の区分	I-3-382	
第4407条 計画設計	I-4-340	第5407条 計画設計	I-3-382	
第4408条 概略設計	I-4-343	第5408条 概略設計	I-3-384	
第4409条 実施設計	I-4-346	第5409条 実施設計	I-3-387	
第4節 成果品	I-4-351	第4節 成果物	I-3-392	
第4410条 成果品	I-4-351	第5410条 成果物	I-3-392	
第5章 ダム付帯施設設計	I-4-361	第5章 ダム付帯施設設計	I-3-398	
第1節 ダム付帯施設設計の種類	I-4-361	第1節 ダム付帯施設設計の種類	I-3-398	
第4501条 ダム付帯施設設計の種類	I-4-361	第5501条 ダム付帯施設設計の種類	I-3-398	
第2節 ダム管理用発電設計	I-4-361	第2節 ダム管理用発電設計	I-3-398	
第4502条 ダム管理用発電設計の区分	I-4-361	第5502条 ダム管理用発電設計の区分	I-3-398	
第4503条 可能性調査	I-4-361	第5503条 可能性調査	I-3-398	
第4504条 実施設計	I-4-362	第5504条 実施設計	I-3-399	
第3節 付帯施設設計	I-4-364	第3節 付帯施設設計	I-3-401	
第4505条 付帯施設設計の区分	I-4-364	第5505条 付帯施設設計の区分	I-3-401	
第4506条 概略設計	I-4-364	第5506条 概略設計	I-3-401	
第4507条 実施設計	I-4-365	第5507条 実施設計	I-3-402	
第4節 成果品	I-4-366	第4節 成果物	I-3-403	
第4508条 成果品	I-4-366	第5508条 成果物	I-3-403	
第6章 施工計画及び施工設備設計	I-4-368	第6章 施工計画及び施工設備設計	I-3-405	
第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類	I-4-368	第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類	I-3-405	
第4601条 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類	I-4-368	第5601条 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類	I-3-405	
第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計	I-4-368	第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計	I-3-405	
第4602条 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分	I-4-368	第5602条 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分	I-3-405	
第4603条 概略設計	I-4-368	第5603条 概略設計	I-3-405	
第4604条 実施設計	I-4-372	第5604条 実施設計	I-3-408	
第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計	I-4-377	第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計	I-3-413	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	第4605条 施工計画・仮設備設計の区分 …… I-4-377		第5605条 施工計画・仮設備設計の区分 …… I-3-413	
	第4606条 概略設計 …… I-4-377		第5606条 概略設計 …… I-3-413	
	第4607条 実施設計 …… I-4-380		第5607条 実施設計 …… I-3-413	
	第4節 成果品 …… I-4-386		第4節 成果物 …… I-3-421	
	第4608条 成果品 …… I-4-386		第5608条 成果物 …… I-3-421	
			第7章 ダム点検 …… I-3-426	
			第1節 ダム点検 …… I-3-426	
			第5701条 ダム総合点検 …… I-3-426	
	第7章 その他 …… I-4-391		第8章 その他 …… I-3-429	
	第1節 背水計算 …… I-4-391		第1節 背水計算 …… I-3-429	
	第4701条 背水計算 …… I-4-391		第5801条 背水計算 …… I-3-429	
	第2節 水理模型実験 …… I-4-392		第2節 水理模型実験 …… I-3-429	
	第4702条 水理模型実験の種類と範囲及び条件 …… I-4-392		第5802条 水理模型実験の種類と範囲及び条件 …… I-3-429	
	第4703条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験 …… I-4-392		第5803条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験 …… I-3-430	
	第4704条 フィルダム洪水吐き水理模型実験 …… I-4-394		第5804条 フィルダム洪水吐き水理模型実験 …… I-3-432	
	第4705条 放流管抽出水理模型実験 …… I-4-396		第5805条 放流管抽出水理模型実験 …… I-3-433	
	第3節 骨材破碎試験・解析 …… I-4-397		第3節 骨材破碎試験・解析 …… I-3-434	
	第4706条 骨材破碎試験・解析の種類 …… I-4-397		第5806条 骨材破碎試験・解析の種類 …… I-3-434	
	第4707条 骨材破碎試験・解析 …… I-4-397		第5807条 骨材破碎試験・解析 …… I-3-434	
	第4節 コンクリート配合試験・解析 …… I-4-399		第4節 コンクリート配合試験・解析 …… I-3-436	
	第4708条 コンクリート配合試験・解析の種類 …… I-4-399		第5808条 コンクリート配合試験・解析の種類 …… I-3-436	
	第4709条 コンクリート配合試験・解析 …… I-4-399		第5809条 コンクリート配合試験・解析 …… I-3-436	
	第5節 グラウチング試験・解析 …… I-4-400		第5節 グラウチング試験・解析 …… I-3-437	
	第4710条 グラウチング試験・解析 …… I-4-400		第5810条 グラウチング試験・解析 …… I-3-437	
	第6節 グラウチングデータ整理・解析 …… I-4-402		第6節 グラウチングデータ整理・解析 …… I-3-439	
	第4711条 グラウチングデータ整理・解析 …… I-4-402		第5811条 グラウチングデータ整理・解析 …… I-3-439	
	第7節 成果品 …… I-4-403		第7節 成果物 …… I-3-440	
	第4712条 成果品 …… I-4-403		第5812条 成果物 …… I-3-440	
	第5編 道路編		第6編 道路編 …… I-3-441	
	第1章 道路環境調査 …… I-4-405		第1章 道路環境調査 …… I-3-441	
	第1節 環境影響評価 …… I-4-405		第1節 環境影響評価 …… I-3-441	
	第5101条 環境影響評価の区分 …… I-4-405		第6101条 環境影響評価の区分 …… I-3-441	
			第6102条 計画段階配慮書（案）の作成 …… I-3-441	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	第5102条 方法書（案）の作成 …… I-4-405		第6103条 方法書（案）の作成 …… I-3-442	
	第5103条 環境影響評価の項目並びに調査、 予測及び評価の手法の選定 …… I-4-406		第6104条 環境影響評価の項目並びに調査、 予測及び評価の手法の選定 …… I-3-444	
	第5104条 調 査 …… I-4-407		第6105条 調 査 …… I-3-445	
	第5105条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 …… I-4-408		第6106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 …… I-3-445	
	第5106条 準備書（案）の作成 …… I-4-409		第6107条 準備書（案）の作成 …… I-3-446	
	第5107条 評価書（案）の作成 …… I-4-410		第6108条 評価書（案）の作成 …… I-3-447	
	第5108条 評価書の補正等 …… I-4-410		第6109条 評価書の補正等 …… I-3-448	
	第2節 成 果 品 …… I-4-411		第2節 成果物 …… I-3-448	
	第5109条 成 果 品 …… I-4-411		第6109条 成果物 …… I-3-448	
	第2章 交通現況調査 …… I-4-412		第2章 交通現況調査 …… I-3-450	
	第1節 交通現況調査 …… I-4-412		第1節 交通現況調査 …… I-3-450	
	第5201条 交通現況調査の種類 …… I-4-412		第6201条 交通現況調査の種類 …… I-3-450	
	第2節 交通量調査 …… I-4-412		第2節 交通量調査 …… I-3-450	
	第5202条 交通量調査の区分 …… I-4-412		第6202条 交通量調査の区分 …… I-3-450	
	第5203条 単路部交通量調査 …… I-4-412		第6203条 単路部交通量調査 …… I-3-450	
	第5204条 交差点部交通量調査 …… I-4-413		第6204条 交差点部交通量調査 …… I-3-451	
	第3節 速度調査 …… I-4-414		第3節 速度調査 …… I-3-452	
	第5205条 速度調査の区分 …… I-4-414		第6205条 速度調査の区分 …… I-3-452	
	第5206条 走行速度調査 …… I-4-414		第6206条 走行速度調査 …… I-3-452	
	第5207条 旅行速度調査 …… I-4-415		第6207条 旅行速度調査 …… I-3-453	
	第4節 起終点調査 …… I-4-415		第4節 起終点調査 …… I-3-453	
	第5208条 起終点調査の種類 …… I-4-415		第6208条 起終点調査の種類 …… I-3-454	
	第5209条 路側OD調査 …… I-4-415		第6209条 路側OD調査 …… I-3-454	
	第5210条 オーナーインタビューOD調査 …… I-4-416		第6210条 オーナーインタビューOD調査 …… I-3-455	
	第5節 交通渋滞調査 …… I-4-417		第5節 交通渋滞調査 …… I-3-457	
	第5211条 交通渋滞調査 …… I-4-417		第6211条 交通渋滞調査 …… I-3-457	
	第6節 駐車場調査 …… I-4-419		第6節 駐車場調査 …… I-3-458	
	第5212条 駐車場調査の区分 …… I-4-419		第6212条 駐車場調査の区分 …… I-3-458	
	第5213条 駐車場施設実態調査 …… I-4-419		第6213条 駐車場施設実態調査 …… I-3-458	
	第5214条 駐車原単位調査 …… I-4-420		第6214条 駐車原単位調査 …… I-3-459	
	第7節 成 果 品 …… I-4-421		第7節 成果物 …… I-3-460	
	第5215条 成 果 品 …… I-4-421		第6215条 成果物 …… I-3-460	
	第3章 道路網・路線計画 …… I-4-422		第3章 道路網・路線計画 …… I-3-461	
	第1節 道路網・路線計画の種類 …… I-4-422		第1節 道路網・路線計画の種類 …… I-3-461	
	第5301条 道路網・路線計画の種類 …… I-4-422		第6301条 道路網・路線計画の種類 …… I-3-461	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	第2節 現況調査 …………… I-4-422		第2節 現況調査 …………… I-3-461	
	第5302条 現況調査 …………… I-4-422		第6302条 現況調査 …………… I-3-461	
	第3節 交通量推計調査 …………… I-4-423		第3節 交通量推計調査 …………… I-3-462	
	第5303条 交通量推計調査 …………… I-4-423		第6303条 交通量推計調査 …………… I-3-462	
	第4節 道路網・路線計画 …………… I-4-424		第4節 道路網・路線計画 …………… I-3-463	
	第5304条 道路網・路線計画 …………… I-4-424		第6304条 道路網・路線計画 …………… I-3-463	
	第5節 成果品 …………… I-4-426		第5節 成果物 …………… I-3-465	
	第5305条 成果品 …………… I-4-426		第6305条 成果物 …………… I-3-465	
	第4章 道路設計………… I-4-427		第4章 道路設計 …………… I-3-466	
	第1節 道路設計の種類 …………… I-4-427		第1節 道路設計の種類 …………… I-3-466	
	第5401条 道路設計の種類 …………… I-4-427		第6401条 道路設計の種類 …………… I-3-466	
	第2節 道路設計 …………… I-4-427		第2節 道路設計 …………… I-3-466	
	第5402条 道路設計の区分 …………… I-4-427		第6402条 道路設計の区分 …………… I-3-466	
	第5403条 道路概略設計 …………… I-4-427		第6403条 道路概略設計 …………… I-3-466	
	第5404条 道路予備設計（A） …………… I-4-430		第6404条 道路予備設計（A） …………… I-3-469	
	第5405条 道路予備修正設計（A） …………… I-4-432		第6405条 道路予備修正設計（A） …………… I-3-470	
	第5406条 道路予備設計（B） …………… I-4-432		第6406条 道路予備設計（B） …………… I-3-471	
	第5407条 道路予備修正設計（B） …………… I-4-435		第6407条 道路予備修正設計（B） …………… I-3-473	
	第5408条 道路詳細設計 …………… I-4-436		第6408条 道路詳細設計 …………… I-3-474	
	第3節 歩道設計（自転車歩行者道を含む） …………… I-4-439		第3節 歩道設計（自転車歩行者道を含む） …………… I-3-477	
	第5409条 歩道設計の区分 …………… I-4-439		第6409条 歩道設計の区分 …………… I-3-477	
	第5410条 歩道詳細設計 …………… I-4-439		第6410条 歩道詳細設計 …………… I-3-477	
	第4節 平面交差点設計 …………… I-4-441		第4節 平面交差点設計 …………… I-3-479	
	第5411条 平面交差点設計の区分 …………… I-4-441		第6411条 平面交差点設計の区分 …………… I-3-479	
	第5412条 平面交差点予備設計 …………… I-4-441		第6412条 平面交差点予備設計 …………… I-3-479	
	第5413条 平面交差点詳細設計 …………… I-4-444		第6413条 平面交差点詳細設計 …………… I-3-480	
	第5節 立体交差設計 …………… I-4-446		第5節 立体交差設計 …………… I-3-483	
	第5414条 立体交差設計の区分 …………… I-4-446		第6414条 立体交差設計の区分 …………… I-3-483	
	第5415条 ダイヤモンド型IC予備設計 …………… I-4-446		第6415条 ダイヤモンド型IC予備設計 …………… I-3-483	
	第5416条 ダイヤモンド型IC詳細設計 …………… I-4-448		第6416条 ダイヤモンド型IC詳細設計 …………… I-3-486	
	第5417条 トランペット・クローバー型IC予備設計 …………… I-4-450		第6417条 トランペット・クローバー型IC予備設計 …………… I-3-488	
	第5418条 トランペット・クローバー型IC詳細設計 …………… I-4-452		第6418条 トランペット・クローバー型IC詳細設計 …………… I-3-489	
	第6節 道路休憩施設設計 …………… I-4-453		第6節 道路休憩施設設計 …………… I-3-491	
	第5419条 道路休憩施設設計の区分 …………… I-4-453		第6419条 道路休憩施設設計の区分 …………… I-3-491	
	第5420条 道路休憩施設予備設計 …………… I-4-454		第6420条 道路休憩施設予備設計 …………… I-3-491	
	第5421条 道路休憩施設詳細設計 …………… I-4-456		第6421条 道路休憩施設詳細設計 …………… I-3-493	
	第7節 一般構造物設計 …………… I-4-458		第7節 一般構造物設計 …………… I-3-495	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	第5422条 一般構造物の区分 …………… I-4-458		第6422条 一般構造物設計の区分 …………… I-3-495	
	第5423条 一般構造物予備設計 …………… I-4-458		第6423条 一般構造物予備設計 …………… I-3-495	
	第5424条 一般構造物詳細設計 …………… I-4-461		第6424条 一般構造物詳細設計 …………… I-3-498	
	第5425条 落石防護柵詳細設計 …………… I-4-463		第6425条 落石防護柵詳細設計 …………… I-3-500	
	第5426条 一般構造物基礎工詳細設計 …………… I-4-464		第6426条 一般構造物基礎工詳細設計 …………… I-3-501	
			第8節 盛土・切土設計 …………… I-3-502	
			第6427条 盛土・切土設計の区分 …………… I-3-502	
			第6428条 盛土・切土予備設計 …………… I-3-502	
			第6429条 盛土・切土詳細設計 …………… I-3-504	
			第9節 調整池設計 …………… I-3-506	
			第6430条 調整池設計の区分 …………… I-3-506	
			第6431条 調整池予備設計 …………… I-3-506	
			第6432条 調整池詳細設計 …………… I-3-508	
	第8節 成果品 …………… I-4-465		第10節 成果物 …………… I-3-510	
	第5427条 成果品 …………… I-4-465		第6433条 成果物 …………… I-3-510	
	第5章 地下構造物設計…………… I-4-473		第5章 地下構造物設計…………… I-3-517	
	第1節 地下構造物設計の種類 …………… I-4-473		第1節 地下構造物設計の種類 …………… I-3-517	
	第5501条 地下構造物設計の種類 …………… I-4-473		第6501条 地下構造物設計の種類 …………… I-3-517	
	第2節 地下横断歩道等設計 …………… I-4-473		第2節 地下横断歩道等設計 …………… I-3-517	
	第5502条 地下横断歩道等設計の区分 …………… I-4-473		第6502条 地下横断歩道等設計の区分 …………… I-3-517	
	第5503条 地下横断歩道等基本計画 …………… I-4-473		第6503条 地下横断歩道等基本計画 …………… I-3-517	
	第5504条 地下横断歩道等予備設計 …………… I-4-476		第6504条 地下横断歩道等予備設計 …………… I-3-519	
	第5505条 地下横断歩道等詳細設計 …………… I-4-479		第6505条 地下横断歩道等詳細設計 …………… I-3-522	
	第3節 共同溝設計 …………… I-4-482		第3節 共同溝設計 …………… I-3-526	
	第5506条 共同溝設計の区分 …………… I-4-482		第6506条 共同溝設計の区分 …………… I-3-526	
	第5507条 共同溝基本検討 …………… I-4-483		第6507条 共同溝基本検討 …………… I-3-526	
	第5508条 開削共同溝予備設計 …………… I-4-486		第6508条 開削共同溝予備設計 …………… I-3-529	
	第5509条 開削共同溝詳細設計 …………… I-4-489		第6509条 開削共同溝詳細設計 …………… I-3-531	
	第5510条 シールド共同溝予備設計 …………… I-4-493		第6510条 シールド共同溝予備設計 …………… I-3-535	
	第5511条 シールド共同溝立坑予備設計 …………… I-4-495		第6511条 シールド共同溝立坑予備設計 …………… I-3-537	
	第5512条 シールド共同溝詳細設計 …………… I-4-498		第6512条 シールド共同溝詳細設計 …………… I-3-540	
	第5513条 シールド共同溝立坑詳細設計 …………… I-4-503		第6513条 シールド共同溝立坑詳細設計 …………… I-3-544	
	第4節 電線共同溝設計 …………… I-4-507		第4節 電線共同溝設計 …………… I-3-548	
	第5514条 電線共同溝設計の区分 …………… I-4-507		第6514条 電線共同溝設計の区分 …………… I-3-548	
	第5515条 電線共同溝予備設計 …………… I-4-507		第6515条 電線共同溝予備設計 …………… I-3-548	
	第5516条 電線共同溝詳細設計 …………… I-4-510		第6516条 電線共同溝詳細設計 …………… I-3-551	
	第5節 成果品 …………… I-4-513		第5節 成果物 …………… I-3-554	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	第5517条 成果品 …………… I-4-513		第6517条 成果物 …………… I-3-554	
第6章 地下駐車場計画・設計……………	I-4-526	第6章 地下駐車場計画・設計……………	I-3-562	
第1節 地下駐車場計画・設計の種類……………	I-4-526	第1節 地下駐車場計画・設計の種類……………	I-3-562	
第5601条 地下駐車場計画・設計の種類……………	I-4-526	第6601条 地下駐車場計画・設計の種類……………	I-3-562	
第2節 地下駐車場基本計画……………	I-4-526	第2節 地下駐車場基本計画……………	I-3-562	
第5602条 地下駐車場基本計画の区分……………	I-4-526	第6602条 地下駐車場基本計画の区分……………	I-3-562	
第5603条 基本調査……………	I-4-526	第6603条 基本調査……………	I-3-562	
第5604条 基本計画……………	I-4-528	第6604条 基本計画……………	I-3-564	
第3節 地下駐車場予備設計……………	I-4-530	第3節 地下駐車場予備設計……………	I-3-566	
第5605条 地下駐車場予備設計の区分……………	I-4-530	第6605条 地下駐車場予備設計の区分……………	I-3-566	
第5606条 地下駐車場本体予備設計……………	I-4-531	第6606条 地下駐車場本体予備設計……………	I-3-566	
第5607条 地下駐車場設備予備設計……………	I-4-533	第6607条 地下駐車場設備予備設計……………	I-3-569	
第4節 地下駐車場詳細設計……………	I-4-535	第4節 地下駐車場詳細設計……………	I-3-570	
第5608条 地下駐車場詳細設計の区分……………	I-4-535	第6608条 地下駐車場詳細設計の区分……………	I-3-570	
第5609条 地下駐車場本体詳細設計……………	I-4-535	第6609条 地下駐車場本体詳細設計……………	I-3-570	
第5610条 地下駐車場設備詳細設計……………	I-4-539	第6610条 地下駐車場設備詳細設計……………	I-3-574	
第5節 成果品……………	I-4-541	第5節 成果物……………	I-3-576	
第5611条 成果品……………	I-4-541	第6611条 成果物……………	I-3-576	
第7章 トンネル設計……………	I-4-544	第7章 トンネル設計……………	I-3-579	
第1節 トンネル設計の種類……………	I-4-544	第1節 トンネル設計の種類……………	I-3-579	
第5701条 トンネル設計の種類……………	I-4-544	第6701条 トンネル設計の種類……………	I-3-579	
第2節 トンネル設計……………	I-4-544	第2節 トンネル設計……………	I-3-579	
第5702条 山岳トンネル設計の区分……………	I-4-544	第6702条 山岳トンネル設計の区分……………	I-3-579	
第5703条 山岳トンネル予備設計……………	I-4-544	第6703条 山岳トンネル予備設計……………	I-3-579	
第5704条 山岳トンネル詳細設計……………	I-4-548	第6704条 山岳トンネル詳細設計……………	I-3-582	
第3節 シールドトンネル設計……………	I-4-553	第3節 シールドトンネル設計……………	I-3-587	
第5705条 シールドトンネル設計の区分……………	I-4-553	第6705条 シールドトンネル設計の区分……………	I-3-587	
第5706条 シールドトンネル予備設計……………	I-4-553	第6706条 シールドトンネル予備設計……………	I-3-587	
第5707条 シールドトンネル詳細設計……………	I-4-556	第6707条 シールドトンネル詳細設計……………	I-3-590	
第5708条 立坑予備設計……………	I-4-561	第6708条 立坑予備設計……………	I-3-594	
第5709条 立坑詳細設計……………	I-4-564	第6709条 立坑詳細設計……………	I-3-597	
第4節 開削トンネル設計……………	I-4-568	第4節 開削トンネル設計……………	I-3-600	
第5710条 開削トンネル設計の区分……………	I-4-568	第6710条 開削トンネル設計の区分……………	I-3-600	
第5711条 開削トンネル予備設計……………	I-4-568	第6711条 開削トンネル予備設計……………	I-3-600	
第5712条 開削トンネル詳細設計……………	I-4-571	第6712条 開削トンネル詳細設計……………	I-3-603	
第5節 トンネル設備設計……………	I-4-575	第5節 トンネル設備設計……………	I-3-607	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	第5713条 トンネル設備設計の区分 …………… I-4-575		第6713条 トンネル設備設計の区分 …………… I-3-607	
	第5714条 トンネル設備予備設計 …………… I-4-575		第6714条 トンネル設備予備設計 …………… I-3-607	
	第5715条 トンネル設備詳細設計 …………… I-4-578		第6715条 トンネル設備詳細設計 …………… I-3-610	
	第6節 成果品 …………… I-4-584		第6節 成果物 …………… I-3-615	
	第5716条 成果品 …………… I-4-584		第6716条 成果物 …………… I-3-615	
	第8章 橋梁設計…………… I-4-593		第8章 橋梁設計…………… I-3-622	
	第1節 橋梁設計の種類 …………… I-4-593		第1節 橋梁設計の種類 …………… I-3-622	
	第5801条 橋梁設計の種類 …………… I-4-593		第6801条 橋梁設計の種類 …………… I-3-622	
	第2節 橋梁設計…………… I-4-593		第2節 橋梁設計…………… I-3-622	
	第5802条 橋梁設計の区分 …………… I-4-593		第6802条 橋梁設計の区分 …………… I-3-622	
	第5803条 橋梁予備設計 …………… I-4-593		第6803条 橋梁予備設計 …………… I-3-622	
	第5804条 橋梁詳細設計 …………… I-4-596		第6804条 橋梁詳細設計 …………… I-3-625	
	第3節 橋梁拡幅設計…………… I-4-600		第3節 橋梁拡幅設計…………… I-3-628	
	第5805条 橋梁拡幅設計の区分 …………… I-4-600		第6805条 橋梁拡幅設計の区分 …………… I-3-628	
	第5806条 橋梁拡幅予備設計…………… I-4-600		第6806条 橋梁拡幅予備設計…………… I-3-628	
	第5807条 橋梁拡幅詳細設計…………… I-4-603		第6807条 橋梁拡幅詳細設計…………… I-3-631	
	第4節 橋梁補強設計…………… I-4-606		第4節 橋梁補強設計…………… I-3-633	
	第5808条 橋梁補強設計の区分…………… I-4-606		第6808条 橋梁補強設計の区分…………… I-3-633	
	第5809条 橋梁補強予備設計…………… I-4-606		第6809条 橋梁補強予備設計…………… I-3-634	
	第5810条 橋梁補強詳細設計…………… I-4-608		第6810条 橋梁補強詳細設計…………… I-3-636	
	第5節 成果品…………… I-4-611		第5節 成果物…………… I-3-638	
	第5811条 成果品…………… I-4-611		第6811条 成果物…………… I-3-638	
			第9章 道路施設点検…………… I-3-642	
			第1節 道路施設点検の種類…………… I-3-642	
			第6901条 道路施設点検の種類…………… I-3-642	
			第2節 道路防災カルテ点検…………… I-3-642	
			第6902条 道路防災カルテ点検…………… I-3-642	
			第3節 橋梁定期点検…………… I-3-643	
			第6903条 橋梁定期点検…………… I-3-643	
			第4節 成果物…………… I-3-645	
			第6904条 成果物…………… I-3-645	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
第1章	総 則	第1章	総 則	
第1101条	適 用	第1101条	適 用	
1.	設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、奈良県土木部の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る土木設計業務等委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。	1.	設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、奈良県県土マネジメント部の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る土木設計業務等委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。	
2.	設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。	2.	設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。	
3.	特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。	3.	特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。	
4.	発注者支援業務、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。	4.	現場技術業務等、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。	
第1102条	用語の定義	第1102条	用語の定義	
	共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。		共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。	
1.	「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。	1.	「発注者」とは、知事又は契約規則第25条の2若しくは第26条第1項第4号に基づく事務の委任を受けた者をいう。	
		2.	「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。	
		3.	「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。	
		4.	本仕様で規定されている総括調査員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における発注者に対する報告等を行うとともに、主任調査員および調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。	
		5.	本仕様で規定されている主任調査員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
			示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに、調査員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。	
2.	「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。	7.	「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。	
3.	「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。	8.	「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。	
4.	「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。	9.	「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。	
5.	「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。	10.	「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。	
6.	「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。	11.	「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。	
7.	「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。	12.	「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。	
8.	「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約書」をいう。	13.	「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約書」をいう。	
9.	「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。	14.	「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。	
10.	「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。	15.	「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。	
11.	「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。	16.	「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
12.	「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。	17.	「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。	
13.	「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。	18.	「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。	
14.	「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。	19.	「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。	
15.	「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。	20.	「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。	
16.	「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。	21.	「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。	
17.	「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	22.	「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	
18.	「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。	23.	「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。	
19.	「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	24.	「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	
20.	「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。	25.	「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。	
21.	「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。	26.	「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。	
22.	「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	27.	「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	
23.	「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	28.	「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	
24.	「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。	29.	「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。	
25.	「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合	30.	「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
26.	議することをいう。 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	31.	等の立場で合議することをいう。 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	
27.	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 （1）緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 （2）電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。	32.	「提示」とは、受注者が調査職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	
		33.	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 （1）緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。 （2）電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。	
		34.	「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。	
28.	「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。	35.	「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。	
29.	「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	36.	「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	
30.	「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。	37.	「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。	
31.	「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。	38.	「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。	
32.	「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。	39.	「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。	
		40.	「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。	
		41.	「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	
		第1103条	受発注者の責務 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
第1103条	<p>業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（締結日、土曜日、日曜日、祝日を含む）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。</p>	第1104条	<p>業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。</p>	
第1104条	<p>設計図書の支給及び点検</p> <p>1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。</p>	第1105条	<p>設計図書の支給及び点検</p> <p>1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。</p>	
第1105条	<p>調査職員</p> <p>1. 発注者は、設計業務等における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。</p> <p>3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。</p> <p>4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。</p>	第1106条	<p>調査職員</p> <p>1. 発注者は、設計業務等における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。</p> <p>3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。</p> <p>4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお調査職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。</p>	
第1106条	<p>管理技術者</p> <p>1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。</p>	第1107条	<p>管理技術者</p> <p>1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。</p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
3.	管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、 <b>あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者</b> であり、 <b>特記仕様書に定める業務経験を有することとし</b> 、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。	3.	管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、 <b>シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）</b> 又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。	
4.	管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に <b>書面をもって</b> 報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。	4.	管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。	
5.	管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。	5.	管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。	
6.	管理技術者は、 <b>第1107条第4項に規定する</b> 照査結果の確認を行わなければならない。	6.	管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。	
7.		7.	<b>管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</b>	
第1107条	照査技術者及び照査の実施	第1108条	照査技術者及び照査の実施	
1.	下記に定める業務については、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 （1）概略設計業務 （2）予備設計業務 （3）詳細設計業務 （4）プロポーザル方式による業務 （5）その他、設計図書により定める業務	1.	受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。 詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。 なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
2.	照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 <b>あるいはRCCMの資格保有者</b> であり、 <b>特記仕様書に定める業務経験を有し</b> なければならない。	2.	<b>概略設計業務、予備設計業務、詳細設計業務、プロポーザル方式による業務、その他設計図書に定める業務については、受注者は設計業務等における照査技術者を定め、下記に示す内容によるものとする。</b> （1）受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。 （2）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
			<p>当する部門）、<b>RCCM（業務に該当する登録技術部門）</b>又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</p> <p>(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、<b>成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</b></p> <p>(5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、<b>赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。</b></p> <p>(6) 照査技術者は、<b>特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書</b>をとりまとめ、<b>照査技術者の責において署名捺印</b>のうえ管理技術者に提出するものとする。</p> <p>(7) <b>以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領」（国土交通省・最新版）に基づき実施するものとする。</b></p> <p style="margin-left: 20px;"><b>I 樋門・樋管詳細設計</b></p> <p style="margin-left: 20px;"><b>II 排水機場詳細設計</b></p> <p style="margin-left: 20px;"><b>III 築堤護岸詳細設計</b></p> <p style="margin-left: 20px;"><b>IV 道路詳細設計（平面交差点を含む）</b></p> <p style="margin-left: 20px;"><b>V 橋梁詳細設計</b></p> <p style="margin-left: 20px;"><b>VI 山岳トンネル詳細設計</b></p> <p style="margin-left: 20px;"><b>VII 共同溝詳細設計</b></p> <p style="margin-left: 20px;"><b>VIII 仮設構造物詳細設計</b></p>	
	<p>3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>4. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。</p> <p>5. 照査技術者は、<b>業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。</b></p>	<p>3. 照査技術者は、<b>原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</b></p>		
第1108条	<p>担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。</p> <p>2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。</p>	第1109条	<p>担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。<b>ただし、発注者が業務内容等を考慮し、適切な人数と認める場合は、8名までとする。</b></p> <p>2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。</p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
第1109条	<p>提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、<b>測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）</b>に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「<b>業務カルテ</b>」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は<b>契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に</b>、登録内容の変更時は変更があった日から、<b>土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に</b>、完了時は業務完了後<b>10日以内に</b>、訂正時は<b>適宜</b>登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関発行の「<b>業務カルテ受領書</b>」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	第1110条	<p>提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について<b>業務実績情報サービス（以下「テクリス」という。）</b>に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「<b>登録のための確認のお願い</b>」を作成し、受注時は<b>契約締結後、15日（休日等を除く）以内に</b>、登録内容の変更時は変更があった日から、<b>15日（休日等を除く）以内に</b>、完了時は業務完了後、<b>15日（休日等を除く）以内に</b>、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、<b>業務計画書に示した技術者とする。</b></p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「<b>登録内容確認書</b>」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「<b>登録内容確認書</b>」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</p>	
第1110条	<p>打合せ等</p> <p>1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が<b>打合せ記録簿</b>に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が<b>書面（打合せ記録簿）</b>に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。</p>	第1111条	<p>打合せ等</p> <p>1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が<b>書面（打合せ記録簿）</b>に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が<b>打合せ記録簿</b>に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。</p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
第1111条	<p>業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。                      (1) 業務概要 (2) 実施方針                      (3) 業務工程 (4) 業務組織計画                      (5) 打合せ計画 (6) 成果品の品質を確保するための計画                      (7) 成果品の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準                      (9) 連絡体制(緊急時含む) (10) 使用する主な機器                      (11) その他</p> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。</p> <p>3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>4. 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。</p>	4.	<p>打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p>	
		第1112条	<p>業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。                      (1) 業務概要 (2) 実施方針                      (3) 業務工程 (4) 業務組織計画                      (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画                      (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準                      (9) 連絡体制(緊急時含む) (10) 使用する主な機器                      (11) その他</p> <p>(2) 実施方針又は(11)その他には、第1131条個人情報の取扱い、第1132条安全等の確保及び第1137条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。</p> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p> <p>3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>4. 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。</p>	
第1112条	<p>資料の貸与及び返却</p> <p>1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p> <p>2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに調査職員に返却するものとする。</p> <p>3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。</p>	第1113条	<p>資料の貸与及び返却</p> <p>1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p> <p>2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに調査職員に返却するものとする。</p> <p>3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。</p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
第1113条	<p>関係官公庁への手続き等</p> <p>1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。</p> <p>2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。</p>	第1114条	<p>関係官公庁への手続き等</p> <p>1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。</p> <p>2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。</p>	
第1114条	<p>地元関係者との交渉等</p> <p>1. 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。</p> <p>5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。 なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。</p>	第1115条	<p>地元関係者との交渉等</p> <p>1. 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。</p> <p>5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。 なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。</p>	
第1115条	<p>土地への立入り等</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、<b>ただちに</b>調査職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、<b>かき</b>、<b>さく</b>等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。</p>	第1116条	<p>土地への立ち入り等</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、<b>直ちに</b>調査職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、<b>垣</b>、<b>柵</b>等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。</p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
	<p>なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>		<p>なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>	
第1116条	<p>成果物の提出</p> <p>1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す<b>成果品</b>（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。</p> <p>4. 受注者（<b>請負者</b>）は、「土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン（案）」及び<b>国土交通省が制定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）」</b>（以下両者を総称して「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品等を提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、<b>監督職員</b>と協議のうえ、決定するものとする。</p> <p>5. 成果品は、CD-R 2部と製本版1部（報告書（簡易製本）1部、図面（A3縮小版）1部）を納品するものとする。</p>	第1117条	<p>成果物の提出</p> <p>1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す<b>成果物</b>（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン（案）」（<b>奈良県県土マネジメント部</b>）及び「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・平成28年3月）」（以下両者を総称して「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p> <p><b>なお</b>、「要領」で特に記載が無い項目については、<b>調査職員</b>と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>5. 成果物はCD-R <b>等の電子媒体</b> 2部と製本版1部（報告書（簡易製本）1部、図面（A3縮小版）1部）を納品するものとする。</p>	
第1117条	<p>関連法令及び条例の遵守</p> <p>受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。</p>	第1118条	<p>関連法令及び条例の遵守</p> <p>受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。</p>	
第1118条	<p>検 査</p> <p>1. 受注者は、契約書第<b>31</b>条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際に</p>	第1119条	<p>検 査</p> <p>1. 受注者は、契約書第<b>32</b>条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、</p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
	<p>は、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。</p> <p>2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。                      (1) 設計業務等<b>成果品</b>の検査                      (2) 設計業務等管理状況の検査                      設計業務等の状況について書類、記録及び写真等により検査を行う。                      なお、電子納品の検査時の対応については「土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン(案)」を参考にするものとする。</p>		<p>契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。</p> <p>2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。                      (1) 設計業務等<b>成果物</b>の検査                      (2) 設計業務等管理状況の検査                      設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。                      なお、電子納品の検査時の対応については「土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン(案)<b>奈良県県土マネジメント部</b>」を参考にするものとする。</p>	
第1119条	<p>修 補</p> <p>1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</p> <p>2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。</p> <p>3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>	第1120条	<p>修補</p> <p>1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</p> <p>2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。</p> <p>3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>	
第1120条	<p>条件変更等</p> <p>1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2. 調査職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p>	第1121条	<p>条件変更等</p> <p>1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2. 調査職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p>	
第1121条	<p>契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。                      (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合</p>	第1122条	<p>契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。                      (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合</p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
	<p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>(3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合</p> <p>(4) 契約書第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p>		<p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>(3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合</p> <p>(4) 契約書第31条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p>	
2.	発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。	2.	発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。	
	<p>(1) 第1120条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項</p> <p>(2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項</p> <p>(3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項</p>		<p>(1) 第1121条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項</p> <p>(2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項</p> <p>(3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項</p>	
第1122条	履行期間の変更	第1123条	履行期間の変更	
1.	発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。	1.	発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。	
2.	発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。	2.	発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。	
3.	受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	3.	受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	
4.	契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	4.	契約書第24条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	
第1123条	一時中止	第1124条	一時中止	
1.	契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。	1.	契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。	
	<p>なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合</p> <p>(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合</p> <p>(3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合</p> <p>(4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合</p> <p>(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合</p> <p>(6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合</p>		<p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合</p> <p>(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合</p> <p>(3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合</p> <p>(4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合</p> <p>(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合</p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
2.	発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。	2.	発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。	
3.	前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。	3.	前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。	
第1124条	<p>発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p>	第1125条	<p>発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p>	
第1125条	<p>受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第40条に規定する<b>瑕疵</b>責任に係る損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p>	第1126条	<p>受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第41条に規定する<b>契約不適合</b>責任に係る損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p>	
第1126条	<p>部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。</p>	第1127条	<p>部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。</p>	
第1127条	<p>再委託</p> <p>1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>(1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等</p> <p>(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。</p>	第1128条	<p>再委託</p> <p>1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>(1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等</p> <p>(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、<b>ワープロ</b>、印刷、製本、<b>速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記</b></p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
	<p>3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し<b>設計業務等の実施について</b>適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者は、奈良県の<b>建設コンサルタント業務</b>入札参加資格業者である場合は、奈良県の入札参加停止期間中であってはならない。</p>		<p>仕様書に定める事項とする。</p> <p>3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者は、奈良県の<b>建設コンサルタント等に係る</b>入札参加資格業者である場合は、奈良県の入札参加停止期間中であってはならない。</p>	
第1128条	<p>成果物の使用等</p> <p>1. 受注者は、契約書第6条<b>第4項</b>の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、<b>成果品</b>を発表することができる。</p> <p>2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p>	第1129条	<p>成果物の使用等</p> <p>1. 受注者は、契約書第6条<b>第5項</b>の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、<b>成果物</b>を発表することができる。</p> <p>2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p>	
第1129条	<p>守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2. 受注者は、<b>成果品の発表に際しての守秘義務については、第1128条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。</b></p>	第1130条	<p>守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2. 受注者は、<b>当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。</b></p> <p>3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1112条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、<b>当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</b></p> <p>4. 受注者は、<b>当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。</b></p> <p>5. <b>取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。</b></p> <p>6. 受注者は、<b>当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、</b></p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
			発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。	
		7.	受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。	
		第1131条	個人情報の取扱い	
		1.	<p>基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	
		2.	<p>秘密の保持</p> <p>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p>	
		3.	<p>取得の制限</p> <p>受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</p>	
		4.	<p>利用及び提供の制限</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>	
		5.	<p>複写等の禁止</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p>	
		6.	<p>再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p>なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずる</p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 22 年 4 月）		改 正（令和 2 年 1 0 月）		改正理由
編章条		編章条		
			<p>ものとする。</p> <p>7. 事案発生時における報告 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>8. 資料等の返却等 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p> <p>9. 管理の確認等 (1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。  (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p> <p>10. 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第 1112 条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>11. 従事者への周知 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p>	
第 1 1 3 0 条	<p>安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管</p>	第 1 1 3 2 条	<p>安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管</p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
	<p>理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p> <p>4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>（1） 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（2） 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>（3） 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。</p> <p>7. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。</p> <p>8. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</p>		<p>理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p> <p>4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>（1） 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（2） 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>（3） 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。</p> <p>7. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。</p> <p>8. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</p> <p>なお、事故報告の処理については土木工事請負必携（奈良県県土マネジメント部）掲載の「建設工事事務発生時の対応について」によるものとする。</p>	
第1131条	<p>臨機の措置</p> <p>1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。</p> <p>2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認めら</p>	第1133条	<p>臨機の措置</p> <p>1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。</p> <p>2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認めら</p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
第1132条	<p>れるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。</p> <p>履行報告 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p>	第1134条	<p>れるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。</p> <p>履行報告 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p>	
第1133条	<p>屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、<b>官公庁の</b>休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を<b>付した書面によって</b>調査職員に提出しなければならない。</p>	第1135条	<p>屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を調査職員に提出しなければならない。</p>	
		第1136条	(削 除)	
		第1137条	<p><b>行政情報流出防止対策の強化</b></p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1112条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>(関係法令等の遵守) 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>(行政情報の目的外使用の禁止) 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(社員等に対する指導) 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
			<p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p>(契約終了時等における行政情報の返却)</p> <p>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p>(電子情報の管理体制の確保)</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1112条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p>(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)</p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> <p>(事故の発生時の措置)</p> <p>1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p>2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p>	
		3.	発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。	
		第1139条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	
		1.	受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。ま	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
			<p>た、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p> <p>2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。</p> <p>3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</p> <p>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</p>	
第2章	設計業務等一般	第1140条	<p>保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	
		第1141条	(削 除)	
第2章	設計業務等一般	第2章	第2章 設計業務等一般	
第1201条	<p>使用する技術基準等</p> <p>受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。</p> <p>なお、使用にあたっては、事前に調査職員の承諾を得なければならない。</p>	第1201条	<p>使用する技術基準等</p> <p>受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。</p> <p>なお、使用にあたっては、事前に調査職員の承諾を得なければならない。</p>	
第1202条	<p>現地踏査</p> <p>受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。</p>	第1202条	<p>現地踏査</p> <p>1. 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。</p> <p>2. 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。</p>	
第1203条	<p>設計業務等の種類</p> <p>1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。</p> <p>2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。</p>	第1203条	<p>設計業務等の種類</p> <p>1. 1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。</p> <p>2. 2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。</p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
第1204条	<p>調査業務の内容</p> <p>調査業務とは、第1202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の中で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。</p> <p>なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。</p>	第1204条	<p>調査業務の内容</p> <p>調査業務とは、第1202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の中で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。</p> <p>なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。</p>	
第1205条	<p>計画業務の内容</p> <p>計画業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。</p> <p>なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。</p>	第1205条	<p>計画業務の内容</p> <p>計画業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める技術基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。</p> <p>なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。</p>	
第1206条	<p>設計業務の内容</p> <p>1. 設計業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として<b>基本計画</b>、概略設計、予備設計<b>あるいは</b>詳細設計を行うことをいう。</p> <p>2. <b>基本計画とは、設計の同一の業務として設計対象となる各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。</b></p> <p>3. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案<b>するものをいう。</b></p> <p>4. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果物及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。</p> <p>なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。</p> <p>5. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果物、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。</p>	第1206条	<p>設計業務の内容</p> <p>1. 設計業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める技術基準等及び設計図書等を用いて、原則として概略設計、予備設計<b>又は</b>詳細設計を行うことをいう。</p> <p>2. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案<b>し、各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。</b></p> <p>3. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果物及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。</p> <p>なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。</p> <p>4. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果物、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。</p>	
第1207条	<p>調査業務の条件</p> <p>1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める<b>適用</b>基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない</p>	第1207条	<p>調査業務の条件</p> <p>1. 受注者は、業務の着手にあたり、第<b>1113</b>条に定める貸与資料、第1201条に定める<b>技術</b>基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない</p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
	い。		い。	
2.	受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。	2.	受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。	
3.	受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。	3.	受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。	
4.	4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。	4.	受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。	
第1208条	計画業務の条件	第1208条	計画業務の条件	
1.	受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。	1.	受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める技術基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。	
2.	受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。	2.	受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。	
3.	受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。	3.	受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。	
4.	受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。	4.	受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。	
第1209条	設計業務の条件	第1209条	設計業務の条件	
1.	受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。	1.	受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。	
2.	受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項	2.	受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
	目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。		目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。	
3.	受注者は、本条2項において、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。	3.	受注者は、本条2項において、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。	
4.	受注者は、設計図書及び第1201条に定める適用基準等 <span style="color:red">適用</span> に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。	4.	受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等 <span style="color:red">技術</span> に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。	
5.	受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の承諾を得るものとする。	5.	受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の承諾を得るものとする。	
6.	設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。	6.	設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。	
7.	設計において、建設省（国土交通省）土木構造物標準設計図集 <span style="color:red">建設省（国土交通省）</span> に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。	7.	設計において、土木構造物標準設計図集 <span style="color:red">（建設省（国土交通省））</span> に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。	
8.	受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。	8.	受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。	
9.	受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。 また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。	9.	受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。 また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。	
10.	電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。	10.	電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。	
11.	受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の <span style="color:red">コスト削減</span> の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて <span style="color:red">コスト削減</span> の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき <span style="color:red">コスト削減</span> 提案を行うものとする。 この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（ <span style="color:red">コスト削減</span> の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。	11.	受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の <span style="color:red">生産性向上</span> の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて <span style="color:red">生産性向上</span> の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき <span style="color:red">生産性向上</span> の提案を行うものとする。 この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（ <span style="color:red">生産性向上</span> の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
12.	<p>受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。</p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p>	12.	<p>受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。</p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p>	
第1210条	<p>調査業務及び計画業務の成果</p> <p>1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。</p> <p>2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を設計図書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。</p> <p>3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。</p> <p>4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。</p> <p>5. 受注者は、成果品の作成にあたって、成果品一覧表又は特記仕様書によるものとする。</p>	第1210条	<p>調査業務及び計画業務の成果</p> <p>1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。</p> <p>2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。</p> <p>3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。</p> <p>4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。</p> <p>5. 受注者は、成果物の作成にあたって、成果物一覧表又は特記仕様書によるものとする。</p>	
第1211条	<p>設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書</p> <p>設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。</p> <p>(2) 設計計算書等</p> <p>計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。</p>	第1211条	<p>設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書</p> <p>設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。</p> <p>(2) 設計計算書等</p> <p>計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。</p>	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
(3)	設計図面 設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。	(3)	設計図面 設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。	
(4)	数量計算書 数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。 ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。	(4)	数量計算書 数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」(国土交通省 平成31年度4月版)により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表様式(案)」(国土交通省・平成25年度4月版)に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。 ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。	
(5)	概算工事費 概算工事費は、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。	(5)	概算工事費 概算工事費は、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。	
(6)	施工計画書 1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。 (イ) 計画工程表 (ロ) 使用機械 (ハ) 施工方法 (ニ) 施工管理 (ホ) 仮設備計画 (ヘ) 特記事項その他  2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。	(6)	施工計画書 1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。 (イ) 計画工程表 (ロ) 使用機械 (ハ) 施工方法 (ニ) 施工管理 (ホ) 仮設備計画 (ヘ) 特記事項その他  2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。	
(7)	現地踏査結果 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。	(7)	現地踏査結果 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。	
		第1212条	環境配慮の条件 1. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。  2. 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月法律第100号、以下「グリーン購入法」という。)に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第6条の規定による「国土交通省の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるよう	

土木設計業務等共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成22年4月）		改 正（令和2年10月）		改正理由
編章条		編章条		
			に設計するものとする。	
		3.	受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。	
		4.	受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（国土交通省・平成18年6月）の趣旨に配慮した設計を行うものとする。	
		第1213条	維持管理への配慮	
		1.	受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。	